平成２８年（フ）第１８３３号
横浜市緑区中山町773番地４　アップルハウス中山Ⅱ　201号
債務者　上野　　泰
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８４５号
神奈川県藤沢市藤沢４丁目12番22―408号
債務者　金井　　想
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７５２号
横浜市金沢区並木２丁目１番９―107号
債務者　生田　里子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８３７号
横浜市都筑区牛久保東２丁目26番５号　稲村アパート101
債務者　工藤　　豊
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６３２号
神奈川県藤沢市打戻1789番地　古里住宅６―307
債務者　佐久間秀輝
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１４８号
大分市大字端登797番地、開始決定時の住所千葉県市原市今津朝山133―１レオパレスエスペランサ202号室
破産者　甲斐　信治
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１７３号
仙台市青葉区花京院２丁目１番54号
破産者　東仙商会有限会社
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３３号
富山県高岡市佐野890番地４
破産者　株式会社ミノリ
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１１６号
岐阜県加茂郡八百津町八百津3285番地１
破産者　亡古田豊相続財産
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第１７７号
静岡県富士市富士岡336番４
破産者　有限会社寿工業所
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第７４号
静岡県富士市蓼原町1699番地
破産者　デザイン住宅株式会社
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第５２号
名古屋市西区花原町191番地
破産者　株式会社人形の扇山
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６５８号
名古屋市中区丸の内２丁目19番19号
破産者　株式会社アルヴィス
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５０２号
大阪市北区天神橋７丁目12番14号
破産者　関西ミラージュ株式会社
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３４８号
大阪市中央区石町１丁目１番11号
破産者　株式会社ファミリーワン
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３７０号
東京都中央区日本橋人形町３丁目７―13．10Ｆ
破産者　株式会社バリュークリエイツ
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９３６号
大阪市都島区都島本通２丁目９番16号
破産者　株式会社ウエストコム
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０２６号
大阪市西淀川区大和田６丁目17番２号
破産者　フジセ水産株式会社
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１３０号
大阪府高槻市緑町17番10号
破産者　有限会社フォルムエンジニアリング
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４３号
兵庫県西宮市すみれ台１丁目11番地の４
破産者　株式会社池田商会
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係